平成２３年（フ）第２６８号
大阪府富田林市須賀１丁目６番３―611号
債務者　泉本　浩伸
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２８１号
大阪府羽曳野市古市１丁目６番13号
債務者　中嶋　唯之
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
大阪府高石市西取石７丁目６番19―301号
債務者　土田　　昇
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
堺市中区土塔町3299番地　グランセジュール105号
債務者　青野　将治
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３３４号
大阪府松原市天美東７丁目12番５―109号、前住所大阪市西成区岸里東１丁目７―９―707　ＦＤＳ　Ｆｉｏｒｅ
債務者　黒田　利幸
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３７８号
大阪府松原市東新町２丁目215番地の２　201号
債務者　佐藤裕美子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
堺市東区日置荘西町５丁18番21―105号
債務者　笠原　将揮
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４１３号
堺市堺区陵西通２番33号　陵西コーポラス65号
債務者　十合　瑞枝
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
長崎県長崎市文教町17番３―103号
債務者　丸田　克博
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
北海道樺戸郡新十津川町字弥生８番地19
債務者　渡辺　政枝
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
北海道滝川市西町３丁目４番40号コーポジュン203号室
債務者　香西　伸昭
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
神奈川県厚木市三田3651番地　パレス小沢Ⅲ―101
債務者　村井サクコ
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４６号
新潟県新発田市東新町１丁目11番２号
債務者　星野さと子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第４７号
新潟県新発田市東新町１丁目11番２号
債務者　星野　秀明
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第４８号
新潟県新発田市御幸町３丁目７番９号
債務者　横山　　豊
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１３２号
愛知県岩倉市西市町西市前89番地３　グランシャリオ203号
債務者　大塚　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６４号
香川県高松市東植田町516番地、住民票上の住所香川県高松市東植田町517番地
債務者　大荒　洋子（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
高松地方裁判所破産・再生係